政令第二百六十六号

新型インフルエンザ等対策推進会議令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第七十条の十の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ等対策推進会議令（令和三年政令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条第一項中「及び分科会」を削り、同条第二項中「（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）」を削り、同条第六項中「（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）」を削り、同条を第四条とする。

第六条第三項中「分科会及び」を削り、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年九月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

2　この政令の施行の日の前日において新型インフルエンザ等対策推進会議の委員である者の任期は、新型インフルエンザ等対策推進会議令第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年八月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十七号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百五十号を第百五十七号とし、第百二十六号から第百四十九号までを七号ずつ繰り下げ、第百二十五号を第百三十号とし、同号の次に次の二号を加える。

百三十一	四―メチル―一―フェニル―二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類
百三十二	一―［二―メチル―四―（二―フェニルプロパ―二―エン―一―イル）ピペラジン―一―イル］ブタン―一―オン及びその塩類

第一条中第百二十四号を第百二十九号とし、第百十四号から第百二十三号までを五号ずつ繰り下げ、第百十三号を第百十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十八	二―（メチルアミノ）―一―（三―メチルフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類

第一条中第百十二号を第百十六号とし、第三十八号から第百十一号までを四号ずつ繰り下げ、第三十七号を第三十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十	一―（二―ジエチルアミノ）エチル―二―（四―エトキシベンジル）ベンズイミダゾール及びその塩類
四十一	一―（二―ジエチルアミノ）エチル―五―ニトロ―二―（四―プロポキシベンジル）ベンズイミダゾール及びその塩類

第一条中第三十六号を第三十八号とし、第二十三号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、第二十二号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四	二―（四―エトキシベンジル）―五―ニトロ―一―［三―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類

第一条中第二十一号を第二十二号とし、第四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四	N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―ブチル―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　岸田　文雄

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年八月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十八号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十一イの表平成二十六年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和五年三月	四千三百六十三万円

別表第十一ロの表に次のように加える。

令和五年三月	九百三十六万円

別表第十一ハの表に次のように加える。

令和五年三月	九百三十五万円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　浜田　靖一

内閣総理大臣　岸田　文雄